

的外

みのる法律事務所便り
令和7年3月第419号



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL:0191-23-8960
FAX:0191-23-8950

いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句

183



い かた ひだね いさん
生き方で 火種ともなる 遺産かな



令和7(2025)年3月1日
あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

この世の中で最も身近で大事な人のために、この世で最も身近で大事な人が一生懸命に働いて残した遺産は、残された人達が幸せになるために役立たせなければならないのです。

そう願って、大事な人が命がけで働いて残した遺産を巡って、残された人達が血で血を洗うような骨肉相食む相続争いとなることはよくあることです。その結果、最も大事な人のために残した遺産が、最も大事な人達の紛争の火種や足枷となってしまふということもあるのです。これでは遺産を残した人が余りにも可哀相です。

このようになるのは、遺産を残してもらった人達に、しっかりとした『生き方のハカリ』がないからなのです。「どうしたら、金が儲かるか」という生き方のハカリだけに止まっていないで、『人を幸せにできるかどうか』という『究極の生き方のハカリ』を持って、この『究極の生き方のハカリ』を使って、自分の生き方をはかり直してほしいのです。

いま『生き方のハカリ(1)－生き方のハカリの意義と理念』、『生き方のハカリ(2)－世間で使われている生き方のハカリ』、『生き方のハカリ(3)－田舎弁護士が使っている生き方のハカリ』を書いています。近日中に順次発行します。「戦争をしない、させない」、「相続争いをしない、させない」ために是非御一読下さい。

いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句 184

い かた 生き方は あらそ 争い避ける ひと しあわ 人の幸せ ねが 願うのみなり



令和7(2025)年3月1日

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

前句のコメントでも述べましたが、いまさらですが「人間はどう生きるべきか」を考え、『生き方のハカリ』という駄弁本を書いています。書いているうちに『究極の生き方のハカリ』は、『人を幸福にすることができるかどうか』ということをはかるハカリだと確信するに至りました。

「どうしたら金を儲けられるか」とか、「どうしたら権力を握れるか」とか、「どうしたら戦争に勝てるか」などという生き方のハカリもありますが、『人を幸福にできるかどうか』というハカリを『究極のハカリ』としなければならないのです。

トランプアメリカ大統領の「アメリカファースト」という生き方のハカリも、石破首相や国会議員の憲法9条を改正する必要があるという生き方のハカリも、『人間を幸せにできるかどうか』という『究極の生き方のハカリ』ではかり直してみなければならないのです。

トランプ大統領の「ウクライナ戦争を早期に止めさせる」という考え方のうち早期に戦争を止めさせることには賛同しますが、「アメリカファースト」というアメリカが儲かるかどうかのハカリを使うことには賛同できません。

トランプ政権は、経済人の集まりで、金を儲けることしか考えていないようで、人の幸せは考えていないように見えますが、どうでしょうか…。日本は憲法9条を世界中に広めなければなりません。

日本は戦争を放棄しているのです。石破さんも国会議員もこのことを忘れてはならないのです。「権力を握っていたいというハカリ」だけでは駄目なのです。

トランプ大統領には、『どうしたら金が儲かるか』という『生き方のハカリ』しかないのでしょうか？

トランプ大統領が令和7(2025)年1月20日に就任^{しゅうにん}し、第2次トランプ政権がスタートしました。連日の報道を見ていますと、トランプ大統領の言動は、「アメリカファースト」だけで、「どうしたらアメリカが儲かるか」という『生き方のハカリ』ではかった発言や行動の連続です。

戦争さえ儲けの道具に使っているように見えてしまいます。ロシアとウクライナの仲裁^{ちゅうさい}に入る理由もアメリカが儲けるための一手段としようとしているだけのように見えて仕方がないのです。

確かに「地獄の沙汰も金次第」と言われているほどですから、この世はもっと金次第ということになるのでしょうか。トランプ大統領の「アメリカファースト」、「何事も金次第」という『生き方のハカリ』ではかられ、世界中が右往左往していいのでしょうか？

トランプ大統領は、関税、出資、採掘権などなど金に絡む問題^{から}を次から次へとアメリカの利益になるようにと制度を変えていこうとしています。が、本当にアメリカ国民のことを考えているのか、自分と自分のとりまきだけの利益を考えているのか分からないところもありそうで、トランプ大統領を心から信頼する気にはなりません。

本当にアメリカが世界をリードし、地球の安全と世界の平和と人類の幸福を願うのであれば、『どうしたら人間を幸福にすることができるか』という『究極の生き方のハカリ』を持ってほしいのです。

戦争まで金儲けの手段として使っていると思えるトランプ大統領とそれに組みする政治家や実業家には、『どうしたら金が儲かるか』という『生き方のハカリ』に止まらずに『どうしたら人を幸福にできるか』という『究極の生き方のハカリ』を持ってほしいのです。

新刊書『円満相続をしてあげたいのです。

－円満相続をしてあげるための手本－』謹呈の御案内

今月号の事務所便り『的外』といっしょに上記の新刊書を謹呈させて戴きます。この本の内容は円満相続のためには遺産分割協議書を作ることが大事だという考え方にに基づき、「円満相続をしてあげるためにはどうしたらよいか」という手引きを書いたもので、若い弁護士などのための手本というべきものです。

ですが、この事務所便りをお読み下さっている方は、若い弁護士レベルの知識はありますので、同封することになりました。この事務所便りをいつもお読み下さっている方なら理解できる筈です。大丈夫だと確信しています。

この本は、私を支えてくれている若い弁護士とスタッフの手引きにするために書いたことは間違いないのですが、できあがってみたら、この事務所便りをお読み下さっている方なら十分に理解できる内容となっていると確信できました。

この事務所便りを読んで戴いている方には、お読み戴いた方がよいという思いが湧いてきたので、同封することになりました。この事務所便りをお読み下さっている方の知的レベルは高いのです。その上、相続に関する駄弁本をお読み戴いていますから、自信をもって御一読戴けるものと確信しています。

相続に関する法律の規定は沢山ありますが、それらの規定は、相続人間で遺産分割協議書が作れなかった場合の規定です。相続人間で遺産分割協議書を作ればそれに従いますので、民法の相続に関する規定は適用されないのです。

相続に関する民法の規定は、遺産分割協議書ができない場合に、裁判所が遺産分割をしてやる場合のマニュアル(手引き)にすぎないのです。

そのようなことは他の法律にも多くあります。第2回の研修会では、その^{あた}辺りの話を中心に勉強するつもりです。法律の規定があるとそれに従わなければならないと思い込んでしまうこともありますが、そうとは限りません。

この本をお読み戴き、いっしょに勉強して参りましょう。いくつになっても勉強することは楽しいことです。「80の手習い」と参りましょう。

第2回研修会の御案内

第2回研修会は、令和7(2025)年4月5日(土)午前10時から午前12時まで、一関文化センター小ホールで開催します。

レジュメができましたので紹介させて戴きます。これを見て戴きますと、第2回研修会の内容はほぼお分かり戴けるのではないかと思います。副読本としては、『円満相続をしてあげたいのです。－円満相続をしてあげるための手本－』を使いたいと思います。前記の通りこの事務所便りといっしょに同封します。

前回の第1回研修会では、「法律と世間の常識の間には乖離^{かいり}があり、法律や裁判は常識ハズレと思われるものが少なくない」という話をしましたが、第2回研修会ではもう一步踏み込んで「民法の規定と契約の規定との関係」について話してみます。民法の規定の方が優先すると思っ込んでいる人も少なくないのです。

ですが、民法の規定より契約の規定の方が優先するのが民事においては原則となっています。そのことをはっきり知って戴きたいのです。

中でも相続問題は、民法に相続に関する詳細な規定があるものですから、その民法の規定に従わなければならないと思っ込んでいる方も大勢います。ですがそれは違います。

相続問題は民法の規定に従わなければならない部分もありますが、民法の規定と違う取り決めもできることが多いのです。特に遺産分割協議書を作れば、そこで決めた規定の方が民法の規定より優先するのです。

「円満相続をしてあげたいのです」というキャッチコピー^{かか}を掲げています。相続問題で法律論で争い、血で血を洗うような法廷闘争などさせたくないのです。

第2回の研修会では、民法の規定を使って法廷闘争に勝つ方法を考えるのではなく、遺産分割協議書を作って、円満相続をする方法を考えてみたいのです。争うのではなく仲良くする方法を考えてみたいのです。

第2回研修会 レジュメ

タイトル 民法の規定と契約の規定

ポイント

- ① 民法の規定の意義
- ② 契約の規定の意義
- ③ 私有財産制(憲法29条)
- ④ 私的自治の原則 契約自由の原則
- ⑤ 法定相続の規定と遺産分割協議書の規定

研修内容のポイントは前記の通りです。詳細は同封した新刊書で述べていますが、分かり易く解説してみたいのです。

研修会開始時間は10時ですが、スタッフは9時30分までには、会場でお待ちしています。久し振りにお会いできる方などと少しでも会話を交わしたいので早めに出てお待ちしております。あいさつを交わしたい方がおられましたら早めに会場にお出で下されば幸甚です。お待ちしております。

会場は小さく、人数に限りがありますので、早めにみのる法律事務所に御一報戴ければ助かります。研修会というより、交歓会という感じになってもらえれば嬉しいのです。研修も大事ですが、本当は皆様のお顔が見たいのです。近くにいても直接お目にかかる機会が少ないだけに、この研修会をいいチャンスととらえて、お顔を見たいのです。研修会という名目にはしていますが、本当に親しい仲間と時々お会いしたいというのが本音^{ほんね}なのです。お互い元気なうちにできるだけ多くお会いしたいのです。

次回以降の研修会の予定

令和7年6月14日(土)午前10時～ 於一関文化センター小ホール
8月30日(土)午前10時～ 於一関文化センター小ホール
11月22日(土)午前10時～ 於一関文化センター小ホール

その後の予定は、後日お知らせ致します。

最近嬉しかった話

－ 第1話 仲間の声 －

第1回の研修会で紹介した入札予定価格を業者に事前に教えたということで盛岡地方裁判所で「懲役1年6か月、執行猶予3年」という判決を受けた金今進被告人の弁護人として、「入札予定価格の事前開示は、工事をスムーズに進めるためには必要不可欠のことであり犯罪行為とはならない。仮になったとしても罰金で止めるべきだ」と仙台高等裁判所に控訴趣意書を出しました。懲役刑では執行猶予が付いても退職金も出ないのです。一級建築士の資格も失ってしまうのです。それはさせたくないのです。

それを読んだ金今進被告人からすぐに事務局に次のような電話が入りました。「今日速達で控訴趣意書が届きました。すぐ読みました。立派に弁護をして戴いていることがよく分かりました。本当にありがとうございます。結果がどう出ようと満足です。」というものでした。

金今進被告人とは、この事件を通じてのお付き合いとなりましたが、もう1年2か月余もいっしょにこの事件に向き合ってきました。第1回研修会に出て戴き、私の仲間の前で話してもらいました。もう人生をいっしょに歩む大事な仲間となりました。その仲間からこのような電話をもらったことは嬉しく仕方がないのです。

第1回研修会が終わると間もなく、社会的にも重要な役割を果たされてきた同年代の尊敬する仲間2人より次のような手紙を頂戴しました。嬉しくて仕方がなかったのでその一部を転載します。

①Aさんからの手紙

先日の研修会でも実例をまじえてのお話で改めて勉強させて戴きました。先生の多くのファンの方もお集まり下さり盛況に存じております。

②Bさんからの手紙

2月8日(土)の研修会では、たいへん素晴らしいお話を伺うことができまして、たいへん有り難うございました。参加した方々が全員大満足して帰る様子を拝見して、こちらも嬉しくなりました。實先生のお話は勿論先生の今までの実績、そしてクライアントの方々に対する姿勢、取り組み方々先生のファンの方々のお集まりなので、素晴らしい人達の集会だったと感じました。次回以降も楽しみです。

このような手紙をもらうことは昇天するほど嬉しいのです。「ファン」とは「熱烈に応援してくれる人」とのことなのですが、これまで55年間そのような方のおかげでここまでやってこれたという思いで感無量です。

確かに研修会に出席してくれる多くの方は、これまで私を熱烈に応援してきてくれた方です。そういう方の存在は、何よりも嬉しい存在なのです。

本当にありがとうございます。

最近嬉しかった話

－ 第2話 孫の大食い －



令和5(2023)年5月19日に10年ぶりに思いがけず孫娘が生まれました。今度の誕生日がくれば満2歳となります。先日いっしょに中華料理を食べました。保育園では昼食もおやつも毎回3人分を食べるといことは聞いていましたし、その食いつぶりのよさは何度も目にしていました。

令和7(2025)年3月8日の夜、中華料理店で子供や孫全員が集まって食事会をしました。その食事会でのその孫の食べっぷりには改めて驚きましたが嬉しくなりました。最初にフカヒレスープが出てきたのですが、おかわりを要求し、立て続けに4杯を飲み切ったのです。その後、大人と同じコース料理をペロリと食べ、最後のデザートのにイチゴは11人分をほぼ一人で食べ切りました。その食べっぷりのよさは知っているつもりでしたが、改めてその健啖^{けんたん}ぶりを目にしてビックリしてしまいました。

10年目にやっと3人目の孫が生まれると知った時ただひたすら「五体満足であれば何も望まない」と手を合わせましたが、ビックリするくらい偉丈夫^{いじょうぶ}です。食べ過ぎを心配し翌朝電話をしたら^{せがれ}倅は「いま夕べのお土産のチャーハンを3杯目食べている。心配ない。いつもの通りの食^{すこ}いっぷりだ。お腹もどこも異常はない」とのことで安心しました。

我が孫ながら「凄い！」の一言です。令和5(2023)年5月19日生まれでジジイと誕生日は同じです。令和7(2025)年5月19日かぐれば、孫は2歳、ジジイは83歳となりますが、もうすでに走るのは孫の方がだんぜん早く、しかも遠くまで走れるようになりました。目に入れても痛くないほど可愛い^{とまど}のですが、最近は何を言っても「イヤ!!」、「ダメ!!」の連発でジジイは対応に戸惑うばかりです。

80歳を超えますと暴飲・暴食はできません。この食事会後の2、3日は体調が本当ではありませんでした。3日経^たって本来の調子にやっと戻りました。飲む量も食べる量も大部おさえたつもりでもその有様^{ありさま}です。

同じ誕生日の孫の大食いを見ていると、なんだか嬉しくなっていました。自分が飲み食いしている以上に飲んだような、食ったような気持ちとなり嬉しくなってしまうのです。「今から大人の味を覚えさせては幼児の食事としてはよくない」と妻からはクリームが出ますが、おいしそうに食べる姿を見るのは嬉しいのです。